

損害賠償等請求事件の判決について

1 訴訟の概要

○送達日 平成31年3月23日

○原告 青森市職員 1名

○被告 青森市 代表者 青森市長 小野寺 晃彦

○訴えの内容（請求の原因）

平成26年1月13日、午後9時30分頃、執務中に気分が悪くなり倒れ、病院に搬送され入院した。その後、平成29年3月23日、公務災害の認定を受けた。

- ① 長時間の時間外労働をさせたことを内容とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任
- ② 公務災害の申請及び認定を阻害したことを内容とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任
- ③ 公務災害認定後の手続を懈怠したことを内容とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任
- ④ 「主事補」として採用以来、職位を不当に低く扱ったことを内容とする地方公務員法第14条（情勢適応の原則）及び第23条（人事評価の根本基準）に違反する債務不履行責任並びに職名の訂正及び地位の確認

○損害賠償請求額 1,060万円

2 第一審青森地方裁判所判決の概要

○判決日 令和4年9月27日

○判決の内容

- ① 長時間の時間外勤務に係る安全配慮義務違反が認められ、原告が負った精神疾患の内容や通院治療に要した期間などの事情を踏まえると、原告が被告の安全配慮義務違反によって被った精神的苦痛に対する慰謝料として100万円と認めるのが相当である。
- ② 被告が原告の本件災害に係る公務災害認定を妨害する目的を有して、公務災害認定請求書の内容を改ざんしたとまで認めるには足りないことから、原告の主張を採用できない。
- ③ 安全配慮義務違反は、地方公共団体又は上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、公務員の生命及び健康と危険から保護するよう配慮すべき義務であり、被告の対応自体は、本来、安全配慮義務違反が問題となる場面ではないため、原告の主張自体が失当であり、原告の主張を採用できない。
- ④ 旧浪岡町が原告のために学芸員の職名を新設することは信じがたく、陳述書の記載ないし供述を信用することはできないため、原告の主張を採用できない。また、職名の訂正を求める訴えについては、職名を適切に改めていくよう求める部分が被告に判断を委ねるもので、給付内容として一義的でなく、訴えとして不特定であり、法的地位の確認の訴えも同様に訴えとして不特定であるから、これらの訴えは不適法である。

※ 訴訟費用はこれを10分し、その9を原告の負担、その余を被告が負担する。

3 原告の控訴と控訴審判決の概要

○原告側による仙台高等裁判所への控訴 令和4年10月3日

○控訴審（第二審）判決日 令和5年4月20日

○判決の内容

- ① 控訴理由はいずれも採用できず、原判決の判断は相当。
- ② 職名の訂正及び地位の確認の訴えについては、請求の趣旨が不特定であるから不適法であり、却下すべきもの。
- ③ 損害賠償請求については、原判決の認定判断のとおり、控訴人の損害賠償請求は原判決が認容した100万円の慰謝料とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。
- ④ 旧浪岡町が原告のために職名を新設してまで控訴人を特別に優遇する理由があったとは、控訴人の主張を検討しても見当たらない。

よって、控訴は棄却とする。

※ 控訴費用は控訴人の負担とする。

4 判決の確定

最高裁判所への上告の期間は、第二審判決正本が送達された日の翌日から起算して2週間となっているが、控訴人が上告せず、当該期間が経過したことから判決が確定した。

○本市が負う賠償金等

賠償金 100万円

遅延損害金 年5分（平成31年3月24日から支払済まで年5分）

訴訟費用 これを10分し、その9を原告負担、その余を青森市が負担する。